

一般社団法人日本臨床宗教師会 会員規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）の定款の定めによる会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等、本法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めるものである。

(名称)

第2条 本法人は、一般社団法人日本臨床宗教師会（英語表記 Society for Interfaith Chaplaincy in Japan 略称 SICJ）という。

(会員の種類及び区分)

第3条 定款第2章（第7条～第10条）に定めるとおり、本法人の会員を次の通りとする。

【正会員】定款第8条の定めに関し、本法人の目的に賛同し、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された個人

【准会員】定款第9条の定めに関し、本法人の目的に賛同し、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された個人

【賛助会員（個人）】定款第10条に定めるとおり、本法人の事業を賛助するために、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された個人

【賛助会員（団体）】定款第10条に定めるとおり、本法人の事業を賛助するために、入会を希望して申し込みをし、理事会に承認された団体

(入会申込等)

第4条 本法人に入会しようとする個人又は団体は、別に定める事項及び会員の種別を記載した入会申込書を本法人事務局宛に提出しなければならない。

2. 理事会は、前項の申し込みがあったときは、本規則第5条に定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

3. 本規則第6条に定める入会金の納入日を入会日とする。

(会員資格基準)

第5条 本法人の会員になろうとする個人又は団体から第4条の申し込みがあったとき、理事会は、以下の何れの項目に該当する場合、入会を承認しないことがある。

(1) 本法人の趣旨に賛同していない

(2) 過去に本規則違反またはその他規定に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがある

(3) 本規則第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがある

とき

(4) 会員になろうとするものの活動または所属先が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき

(5) その他本法人が不適切と判断したとき

(入会金)

第6条 正会員、准会員、賛助会員（個人）、賛助会員（団体）の入会金は次の通りとする。

(1) 正会員 年会費 5,000 円

(2) 准会員 年会費 3,000 円

(3) 賛助会員（個人） 一口 1,000 円

(4) 賛助会員（団体） 一口 10,000 円

2. 本規則第4条により入会を承認され、通知を受けた者は、その通知から1ヶ月以内に入会金を納入しなければならない。督促を受けてもなお納入されない場合は、入会の承認を取り消す。

(会費)

第7条 正会員、准会員、賛助会員（個人）、賛助会員（団体）の年会費は次の通りとする。

(1) 正会員 年会費 5,000 円

(2) 准会員 年会費 3,000 円

(3) 賛助会員（個人） 年会費一口 1,000 円

(4) 賛助会員（団体） 年会費一口 10,000 円

2. 年会費は入会の翌年度から納入する。

3. 会員は、会費を3年間納入しないとき、会員資格を喪失するものとする。この場合において、滞納した年会費の納入義務は免れない。

4. 年会費を分割して納入することはできない。なお納入された年会費は、本規則第12条で示す事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとする。

(会員の権利)

第8条 会員は次の権利を有する。

(1) 正会員

・ 本法人の総会に出席し、議決に参加することができる。

・ 本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等に参加することができる。

・ 本法人に対し、認定臨床宗教師の資格認定を申請することができる。

(2) 准会員

・ 本法人の総会に出席することができる。

・ 本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等に参加することができる。

(3) 賛助会員（個人）

- ・本法人の総会に出席することができる。
- ・本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等にオブザーバーとして参加することができる。

(4) 賛助会員（団体）

- ・当該団体に所属する者のうち2名までが、本法人の総会に出席することができる。
- ・当該団体に所属する者のうち2名までが、本法人が主催もしくは指定する臨床宗教師継続研修等にオブザーバーとして参加することができる。

(会員の信務)

第9条 会員は次の義務を負う。

- (1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (2) 本法人の会費等を納入する。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは登録事項変更届を代表理事に提出する。
2. 会員のうち認定臨床宗教師の資格を有する者は、「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）および解説」を遵守する。
3. 会員のうち認定臨床宗教師の資格を有しない者がケア活動に直接間接に関わる際には、「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）および解説」に準拠して活動する。

(退会)

第10条 会員が本法人を退会しようとするときは、別途定める退会届を代表理事に提出しなければならない。

2. 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 団体が解散し、または破産したとき。
 - (4) 3年間会費を納入しないとき。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会における4分の3以上の議決、もしくは総会における3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款または規則に違反し、度重なる催促を受けても改善しないとき。
- (2) 本法人が定める「臨床宗教師倫理綱領」並びに「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）および解説」に違反したとき。
- (3) 本法人の名誉を毀損または本法人の目的に反する行為をしたとき。

(4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会もしくは総会に先立ち、倫理委員2名以上が出席する会議において、当該会員の弁明の機会を与えなければならない。また、当該会員が希望する場合に除名の議決を行う理事会もしくは総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が本規則第10条または本規則第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失う。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負う。

2. 本法人は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員名簿)

第13条 本法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(事務所)

第14条 本法人は、主たる事務所を宮城県仙台市泉区泉ヶ丘5丁目8番地の7に置く。

2. 本法人の郵送物は、当面の間、宮城県仙台市青葉区川内27番1号 東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座で受け取ることがある。

3. 本法人は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(事業)

第15条 定款第3条に定めるとおり、本法人は次の事業を行う。

- (1) 臨床宗教師養成の支援及び連携
- (2) 臨床宗教師の実践及び教育に関わる研究
- (3) 臨床宗教師の継続教育及び相互研鑽
- (4) 臨床宗教師の資格認定
- (5) スピリチュアルケア・宗教的ケアの実践支援
- (6) 臨床宗教師に関わる啓発活動
- (7) 臨床宗教師の相互交流
- (8) 関係する諸機関との連携
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(委員会の設置等)

第16条 本法人の運営のため必要あるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員のうちから理事会が選任する。

3. 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別途定める。

(事業年度)

第17条 本法人の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(会員規約の追加・変更)

第18条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定める。

2. 本法人は、理事会の決議により、本規則の全部または一部を変更することができる。

(情報公開)

第19条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料、議事録などを求めに応じ公開するものとし、情報公開を求める会員は、別途定める情報公開請求書を代表理事に提出しなければならない。

2. その他、情報公開に関する必要な事項等は、理事会の決議により別途定める規則による。

(機密情報の保護)

第20条 本法人は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

(個人情報の保護)

第21条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(法令の準拠)

第22条 本規則に定めのない事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律など、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従う。

(合意管轄)

第23条 会員と本法人の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規則の改定)

第24条 本規則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本規則は、令和元年6月12日より施行する。これにともない、「一般社団法人日本臨床宗教師会会費規則」を廃す。
2. 本規則は、令和2年9月12日より改正・施行する。
3. 本規則は、令和3年3月7日より改正・施行する。